

宮城県東松島市
被災者調査の結果の概要
— 震災から4年目の被災者支援の現状と課題 —

東京大学社会科学研究所教授 佐藤 岩夫

I はじめに

筆者は、2015年2月、宮城県東松島市に所在する仮設住宅および災害復興公営住宅の入居者を対象に、東日本大震災の被災者の法律問題経験および相談行動に関する調査（「被災者の暮らしと法律に関する意識調査（東松島市調査）」）。以下、「本調査」という）を実施した¹。

本調査のねらいは、大きく3点ある。第1は、東日本大震災から4年を経た段階での被災者の法的支援の課題を明らかにすることである。震災から4年を経た現在でも、被災者は震災に関係する種々の法律問題を抱え、支援を必要としている。その実態を明らかにすることは、被災者への法的支援の継続の可否およびその際の課題を考える上での基礎資料となるものと期待される。

本調査のねらいの第2は、2012年11月に実施された日本司法支援センター（法テラス）の被災者法的ニーズ調査（以下、「法テラス2012年調査」という）のフォローアップである。宮城県・福島県の5地域（宮城県仙台市、南三陸町、女川町、福島県相馬市、二本松市）の仮設住宅で実施された法テラス2012年調査は被災者の法律問題経験および相談行動について多くの重要な知見をもたらすものであったが²、その調査実施から2年余りを経て、また、対象地域を変えて、法テラス2012年調査の知見を追試・検証することには学術的・政策的に重要な意義があると考えた。

さらに、この1年、東日本大震災および今後起こりうる大規模災害をめぐるいくつかの重要な政策の展開が見られた。一つは、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）」が、当初予定の3年間（2015年3月末）の期限切れを前に、2018年3月末まで延長されたことである。同法に基づく資力を問わない無料法律相談や代理援助等のサービスは東日本大震災被災者への法的支援として大きな効果を発揮し、関係者からはその期間延長が強く求められていたもの

であり、今回３年間の延長が認められたことの意義は大きい。また、総合法律支援制度の一層の充実・発展を目指して法務省に設置された有識者検討会の報告書（2014年６月）では、将来起こりうる大規模災害の被災者に対する法的支援のあり方も検討され、被災者に対して資力を問わず無料で法律相談サービスを提供すること等の提言がなされた³。これは、上記震災特例法その他今回の東日本大震災の被災者に対する様々な法的支援の経験を将来の大規模災害に活かすものであり、その実現が期待される⁴。本調査は、これら震災特例法の延長および総合法律支援制度の拡充との関連でも、最新の実証的知見をもたらす意義がある。

調査結果の詳しい分析は今後の課題であるが、本稿では、本調査の概要およびその主な結果を、速報的に報告することとする。以下、「Ⅱ」で本調査の概要、「Ⅲ」で調査地域の特性を確認した後、「Ⅳ」で主な調査結果を示し、「Ⅴ」で若干の考察を行う。

Ⅱ 調査の概要

（１）調査対象・方法

調査の概要を表１に示した。調査対象は、宮城県東松島市に所在する仮設住宅および災害復興公営住宅に居住している被災者（全世帯）である。

調査単位は「世帯」とし、回答は、世帯主または世帯の状況がわかる方に依頼した。世帯単位の調査では、世帯内で発生する問題やトラブルを拾い上げることの困難が予想されるが、被災地では個人を適切に抽出する資料が不備である状況が続いているため、世帯単位で調査を実施した。

表1 調査の概要

調査名称	被災者の暮らしと法律に関する意識調査（東松島市調査）
調査実施時期	2015年2月7日～同22日
調査対象者	宮城県東松島市に所在する仮設住宅および災害復興公営住宅に居住している被災者（全世帯）
調査方法	ポスティングによる配付、郵送による回収
調査実施数	1,252戸（内訳：仮設住宅939戸、災害復興公営住宅313戸）
有効回収数	250票（内訳：仮設住宅188、災害復興公営住宅62）
有効回収率	20.0%（内訳：仮設住宅20.0%、災害復興公営住宅19.8%）
調査主体	東京大学社会科学研究所佐藤岩夫研究室 ※調査実施は調査会社に委託
調査予算	日本学術振興会・科学研究費補助金
調査報告書	『被災者の暮らしと法律に関する意識調査（宮城県東松島市）基礎集計書』（2015年8月）

（2）回収率

調査は、調査を委託した調査会社の調査員が仮設住宅および災害復興公営住宅の各戸にポスティングし、郵送で回収する方法で行った。

調査票配付期間は2015年2月7日～同22日である。調査会社の報告によれば、同期間中に1,252戸（仮設住宅939戸、災害復興公営住宅313戸）に調査票を配付した⁵。

配付した調査票のうち、2015年3月4日の最終期限までに返送されたのは250票である。配付数に対する回収率は20.0%となる。回収率20%という数字は決して高いとはいえないが、本調査の目的・内容が法律問題やトラブル経験という一般的には回答しにくいものであることを考えるとやむを得ない結果であり、にもかかわらず返送された250票は、被災者の法律問題経験およびそれへの対応に関する貴重な情報を提供している。

(3) 調査内容

調査票では、①震災発生から現在までの法律問題経験の有無および問題の種類、②そのなかで「最も重大な問題」の種類・内容・発生時期・金額への換算、③「最も重大な問題」を解決するための家族・知人、法律以外の専門機関・専門家、弁護士・司法書士（以下、「法律専門家」という）への相談状況、④「最も重大な問題」を解決するための解決制度の利用状況および解決状況、⑤各種制度の認知状況等を尋ねた。そのほか、⑥回答世帯の属性として、震災による被害の状況、現在の世帯構成、世帯員の性別・年齢・就業状況等、震災を契機とする別居家族の有無・人数、主な収入源・暮らし向き、近隣とのサポート関係等を尋ねた。

調査項目は、法テラス2012年調査との比較を念頭に、基本的な質問項目はなるべく共通性を持たせたが、本調査の関心から独自の質問項目を追加する一方、法テラス2012年調査で設けられていた法テラス固有の関心に基づく質問は割愛した⁶。

(4) 本稿の集計方針

次節において調査の主な結果を示すが、以下の集計は、無回答は除外し、「わからない」は含めて集計している⁷。なお、仮設住宅居住者および災害復興公営住宅居住者の回答傾向の異同は興味深い分析課題であるが、基本的な調査結果の速報を目的とする本稿では、両者を区別せず全体の調査結果を示す。調査結果のより深めた分析は後日の課題としたい。

Ⅲ 調査地域の特徴

本調査を実施した宮城県東松島市は、県の中部に位置し、広い範囲で太平洋（石巻湾）に面している。東日本大震災による津波で大きな被害を受け、死者・行方不明者は1,154人、住宅の全壊が5,515戸、半壊が5,559戸、一部損壊が3,506戸であった⁸。震災前の人口は42,903人（2010年国勢調査）、調査時

点の人口は39,782人（2015年2月1日現在の推計人口）である。

東松島市の法的環境は次の通りである⁹。震災前には東松島市に事務所を置く弁護士はいなかったが、震災後の2013年9月末に、市内に個人法律事務所（弁護士1名）が開設された¹⁰。司法書士については、現在、同市に事務所を置く司法書士は5名である。東松島市には、2012年2月に、法テラスの被災地出張所（「法テラス東松島」）が開設されている。法テラス東松島には弁護士は常駐しないが、事務所において、弁護士による無料法律相談のほか、司法書士、税理士、行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士等の専門家による無料相談が開催され、また、移動相談車を用いた出張相談活動なども行われている。筆者が法テラスに照会した結果によれば、法テラス東松島市の活動実績は表2の通りである（数字は2015年4月末現在）。

表2 法テラス東松島市の活動実績

	2012年度		2013年度		2014年度	
	民事法律 扶助	震災法律 援助	民事法律 扶助	震災法律 援助	民事法律 扶助	震災法律 援助
法律相談	53	1,598	38	1,461	65	1,438
代 理	23	23	22	7	20	2
書類作成	0	0	0	0	0	0

（出典）日本司法支援センター提供の資料による。

（注）2012年度・2013年度の件数は確定値、2014年度の件数は2015年4月30日現在の速報値。

東松島市周辺の法環境としては、東に隣接する石巻市において震災前から一定数の弁護士・司法書士が活動しており、現在石巻市に事務所を置くのは、弁護士11名、司法書士15名である。そのほか、石巻市には弁護士会・司法書士会の法律相談センターが設置されている。東松島市から県庁所在地である仙台市までは車で1時間弱の距離であり（JRも重要な移動手段であるが、震災で被害を受け2015年5月まで一部不通の状態であった）、仙台市に

は多数の弁護士・司法書士（現在は弁護士391名、司法書士187名）が活動しているほか、弁護士会・司法書士会の法律相談センター、弁護士会の紛争解決センター（ADR）¹¹が開設されている。

法テラス2012年調査では、調査地域（5か所）の選定に際して、主として地震・津波による被害を受けた宮城県から3か所（仙台市・南三陸町・女川町）、地震・津波に加えて東京電力福島第一原発事故による被害を受けた福島県から2か所を選び（二本松市〔浪江町〕・相馬市）、宮城県の3か所は、①法律事務所が多数存在する都市部の地域（仙台市）、②法律事務所のない沿岸部において法テラス被災地出張所が設置されている地域（南三陸町）、③法律事務所のない沿岸部において法テラス被災地出張所が設置されていない地域（女川町）という特性を考慮した選定を行った¹²。東松島市は、主として地震・津波による被害を受けた地域で、法テラス被災地出張所が設置されている点で②の南三陸町に近い地域特性を持つ。ただし、震災後市内に法律事務所が開設された点、および、法律事務所が多数存在する仙台市に近い点で、南三陸町よりは通常法律事務所にアクセスしやすい環境にある。そのような環境において、法テラス被災地出張所がはたす役割の実態を確認することも、本調査の結果を見る際のポイントの一つとなる。

Ⅳ 調査の主な結果

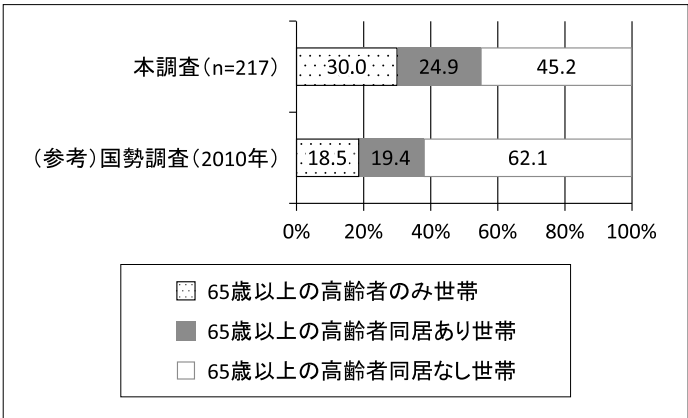
（１）回答者の属性

本調査では250人（世帯）の回答を得た。回答者250人のうち、仮設住宅居住者が188人（75.2%）、災害復興公営住宅居住者が62人（24.8%）である。震災発生当時の居住地は、回答者（244人）のほとんど（96.3%）が東松島市である。震災発生当時の住居は、回答者（246人）のうち、「持家」が74.0%で多く、「民間の賃貸住宅（一戸建て、集合住宅・アパート）」が20.8%、「公的な賃貸住宅」が4.9%、「その他」が0.4%である。震災による住宅被害は、回答者（246人）のうち、「全壊」が90.7%、「大規模半壊」が

7.3%、「半壊」が1.2%である¹³。

世帯の属性を見ると、世帯主の性別は、回答者（228人）のうち、「男性」が76.3%、「女性」が23.7%である。世帯主の年齢では、65歳以上の高齢者である世帯が、回答者（215人）の44.7%を占める。世帯主の就業状況は、回答者（226人）のうち、「有職」が52.7%、「無職」が47.3%である。世帯人数は、回答者（230人）のうち、「1人」が28.3%、「2人」が33.5%、「3人」が16.5%、「4人」が10.9%、「5人」が7.8%、「6人以上」が3.0%である。回答から世帯類型を分類すると、回答者（230人）のうち、「単身世帯」が28.3%、「2人世帯」が33.5%、「3人以上世帯」が38.3%である。高齢者を含むかどうかで世帯の構成を分類すると、回答者（217人）のうち、「65歳以上の高齢者のみ世帯」が30.0%、「65歳以上の高齢者同居あり世帯」が24.9%、「65歳以上の高齢者同居なし世帯」が45.2%である。2010年国勢調査（全国）によれば、65歳以上の高齢者のみからなる世帯は18.5%、65歳以上の高齢者と65歳未満の家族が同居する世帯が19.4%、65歳未満の者からなる世帯が62.1%であるので、本調査の回答者には高齢者がいる世帯（「65歳以上の高齢者のみ世帯」「65歳以上の高齢者同居あり世帯」）が多い（図1）。

図1 回答者世帯の高齢者有無別類型

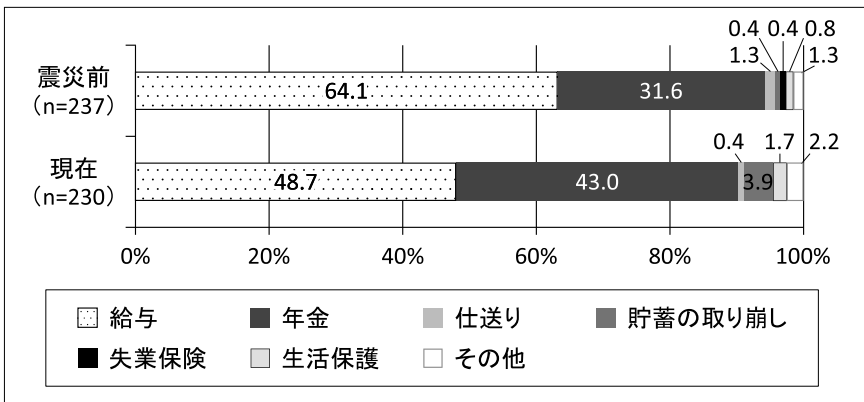


（出所）国勢調査（2010）の数値は総務省統計局『平成22年国勢調査・人口等基本集計』第30表から計算。

震災前に同居していて現在別居の家族がいるかについては、回答者（198人）のうち、「いる」が25.3%、「いない」が74.7%である。

世帯の主な収入源を、震災前と現在で比較すると、震災前（回答者237人）は、「給与」が64.1%、「年金」が31.6%、「仕送り」が1.3%、「貯金の取り崩し」が0.4%、「失業保険」が0.4%、「生活保護」が0.8%、「その他」が1.3%であったのに対して、現在（回答者230人）は、「給与」が48.7%、「年金」が43.0%、「仕送り」が0.4%、「貯金の取り崩し」が3.9%、「失業保険」が0%、「生活保護」が1.7%、「その他」が2.2%である（図2）。震災前と現在を比較すると、「給与」の回答が大幅に減少している一方、「年金」の回答が大きく増え、「貯金の取り崩し」も増えている。

図2 世帯の主な収入源（震災前と現在）



これに関連し、お金の面での暮らし向きが震災前とくらべて変わったかについては、回答者（241人）のうち、「苦しくなった・どちらかといえば苦しくなった」が63.5%、「変わらない」が27.4%、「良くなった・どちらかといえば良くなった」が6.6%、「わからない」が2.5%である。震災前に比べて生計が悪化している状況がうかがわれる。

仮設住宅入居者に現在の仮設住宅からの転居先の見通しを聞いたところ、回答者（179人）のうち、「転居先はすでに決まっている」が65.9%、「見通

しはある程度たっている」が25.1%、「見通しはあまりたっていない」が5.0%、「見通しは全くたっていない」が3.9%である。回答者の約9割の世帯は、転居先はすでに決まっているか、見通しはある程度立っていると回答している。他方、災害復興公営住宅の入居者に現在の住まい（災害復興公営住宅）に長く住み続ける予定かを聞いたところ、回答者（61人）の4分の3（75.4%）が「長く住み続ける予定である」と回答し、「持家の再建・新築・購入を考えており、それまでの『つなぎ』の予定である」（1.6%）、「その他」（1.6%）は少ない。ただし、「今後のことはまだわからない」の回答が21.3%あった。

（2）震災後の法律問題経験

本調査の主要な関心である震災後の法律問題経験について、調査票ではまず、震災発生からこれまでの法律問題経験の有無を、「商品やサービスの欠陥や返品、解約」「借金」等24個の具体的問題および「その他の問題」を選択肢として示し、該当するものはいくつでも選択してもらう形で質問した。これに対する回答を集計すると、回答者（230人）のうち、何らかの問題を「経験した」が65.2%（150人）、「経験していない」が30.9%（71人）、「わからない」3.9%が（9人）であった（図3）。この数字を法テラス2012年調査の数字（「経験した」が40.1%、「経験していない」が53.2%、「わからない」6.7%）と比較すると、「経験した」の比率が25ポイントも高くなっている¹⁴。

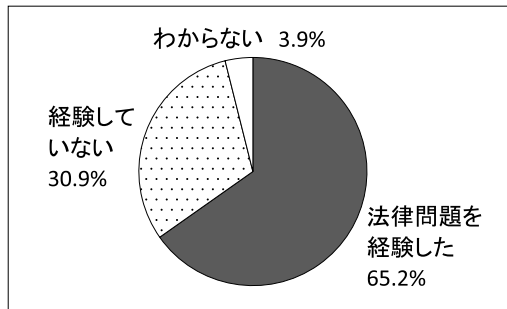
今回の調査で法律問題の経験率が高いことについては、仮説的に、地理的要因と時間的要因の二つが考えられる。前者は、東松島市において、他の地域よりも多く法律問題が発生している可能性である。ただし、一地点の調査にとどまる本調査では、この点をすぐに確認することはできず、調査データのより詳細な分析を必要とする。

他方、後者の時間的要因は、本調査は法テラス2012年調査から2年余り後実施されているため、その間に新たに生じた法律問題が累積的に加算されている可能性である。この可能性は一般的にも推測されるものであるが、後

に見るように、本調査において、震災後に経験した法律問題のうち「主な法律問題」についての回答で、問題が発生した時期が（法テラス調査実施後である）2013年ないし2014年の問題が相当数含まれていることから支持されるように思われる。

震災後に被災者が経験する法律問題は、震災発生時あるいはその直後にのみ集中するのではなく、震災後の日々の生活の中でも新たに問題が発生し累積している。そしてこのことは、政策的には、被災者に対する法的支援が、震災直後だけではなく、その後も長期にわたって持続的・継続的に行われる必要を示唆しているといえる。

図3 震災後の法律問題経験の有無

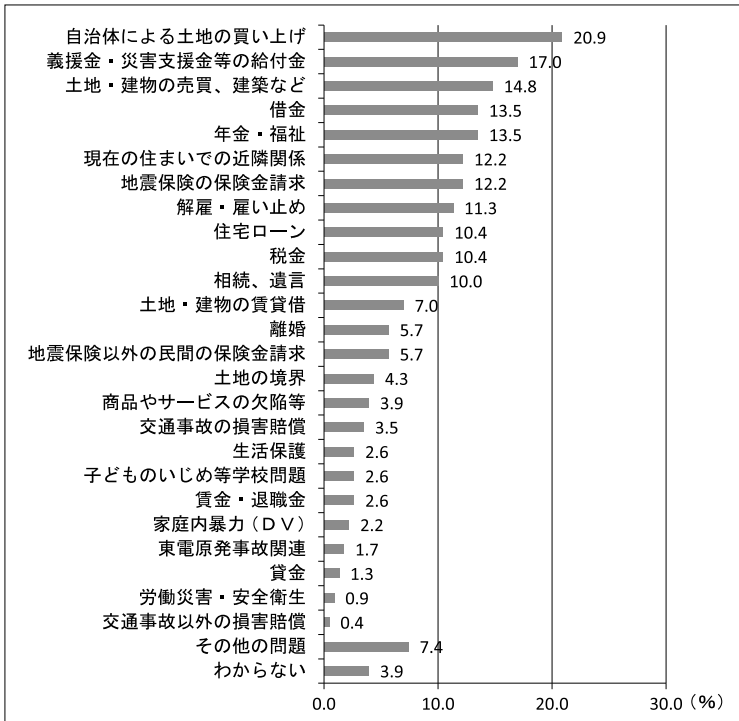


(注) n=230.

上記の震災後の法律問題経験に関する質問は、具体的な問題で当てはまるもの（経験したもの）はいくつでも選択してもらう形をとっているが、震災後法律問題経験者（150人）が選択した問題の総数は455である。一人当たり平均で3.03の問題を経験していることになる。この結果は、被災者が、（同時的あるいは継起的に）複数のあるいは複合的な問題に遭遇していることを意味する。また、この一人当たり平均数も法テラス2012年調査の数字（2.52）¹⁵より、一人あたりの平均で0.5件多くなっている。ここでも、時間の経過とともに新たに発生した法律問題が累積的に加算されている可能性が考えられる。

本調査の回答者が、震災後に経験した法律問題として選択した問題は図1の通りである。震災後に経験した法律問題としてとして最も多く選択されたのは「自治体による土地の買い上げに関する問題」（20.9%）であり、続いて「義援金・災害支援金等の給付金に関する問題」（17.0%）、「土地・建物の売買、建築など」（14.8%）、「借金」（13.5%）、「年金・福祉」（13.5%）、「現在の住まいでの近隣関係」（12.2%）、「地震保険の保険金請求」（12.2%）、「解雇・雇い止め」（11.3%）、「住宅ローン」（10.4%）、「税金」（10.4%）、「相続・遺言」（10.0%）、「土地・建物の賃貸借」（7.0%）、「離婚」（5.7%）、「地震保険以外の民間の保険金請求」（5.7%）などの順である（図4）。全体の傾向は2012年調査と似ており¹⁶、やはり震災による土地・住宅被害や生活再建・復興に関する問題、津波被害等で職場も大きな被害を受けたことを反映して雇用問題、今回の震災では多くの死者が出ていることから「相続・遺言」の問題、また、仮設住宅等での不自由な生活のため「現在の住まいでの近隣関係」の選択が多い。ただし、本調査の結果と法テラス2012年調査とを比較すると、全体に各項目とも選択された比率が高まっている。これは、先に述べたように、時間の経過による累積効果と解釈できる。また、今回の調査では、2012年調査にくらべて「年金・福祉」の順位が高まっている（「年金・福祉」の順位は法テラス2012年調査では上から10番目、本調査では「借金」と同順位で4番目）。震災から時間がたつにつれて、震災に直接起因する問題から、年金・福祉という日常生活に密着する問題への移行が見られるということなのかもしれない。

図4 震災後に経験した法律問題の種類【複数回答】



(注) n=230.

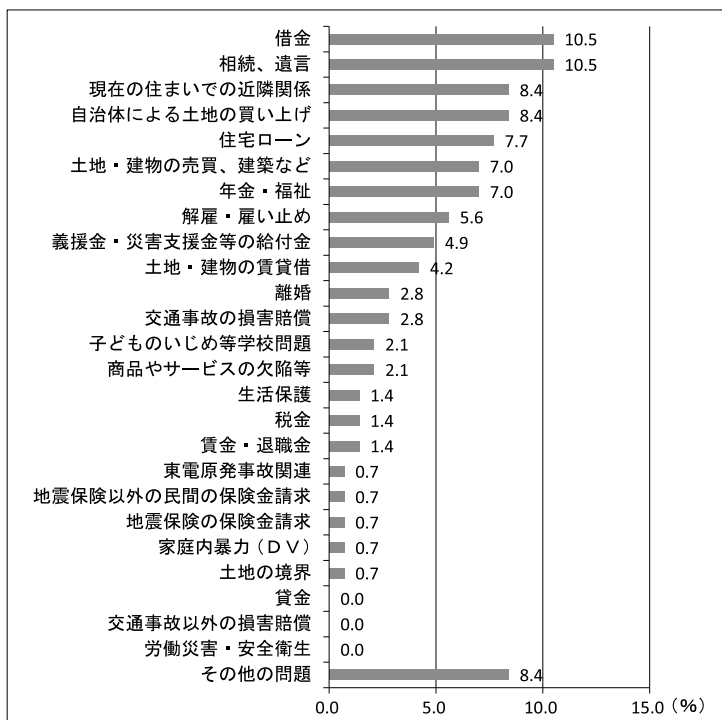
(3) 震災後に経験した「最も重大な問題」

次に、本調査では、前述の震災後の法律問題の中から「最も重大な問題」を一つだけ選んでもらい、それについて相談行動や解決の状況等を詳しく質問した。「最も重大な問題」の回答者は143人である。

「最も重大な問題」として選択された問題の種類を見ると、「借金」および「相続・遺言」がともに10.5%で最も多く、次いで、「現在の住まいでの近隣関係」(8.4%)、「自治体による土地の買い上げに関する問題」(8.4%)、「住宅ローン」(7.7%)、「土地・建物の売買、建築など」(7.0%)、「年金・福祉」(7.0%)、「解雇・雇い止め」(5.6%)、「義援金・災害支援金等の給付金」(4.9%)が多く選択されている(図5)。これと前出図4の震災後に経験し

た問題の種類とを比較すると、全体の傾向は似ているが、「義援金・災害支援金等の給付金」や「地震保険の保険金請求」は、震災後に経験した法律問題（複数回答）での選択率とくらべると、「最も重大な問題」としての順位は低くなっている。別稿で述べたように、被災者が経験する法律問題には、災害につきものの問題類型であり、多くの被災者が経験するが、問題の性質としては比較的軽微ないし解決がしやすい問題類型（義援金・災害支援金等の給付金、地震保険の保険金請求など）と、被災者が頻繁に経験しかつ深刻・重大な問題に発展する傾向のある問題類型（相続・遺言、自治体による土地の買い上げ、借金、住宅ローン、解雇・雇い止め、土地・建物の売買、建築など）との2つのタイプがあるものと解釈できる¹⁷。

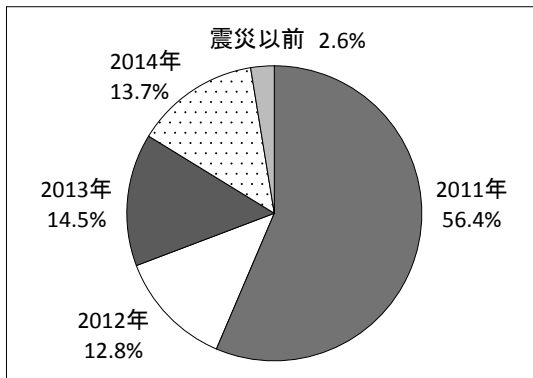
図5 震災後に経験した「最も重大な問題」の種類



（注）n=143.

本調査では、「最も重大な問題」についてさらに詳しく聞いているが、「最も重大な問題」が最初に起きた時期は、図6のようになる。震災が発生した2011年に多くの問題が発生したことがわかると同時に、その後、2012年、2013年、2014年にも新たに「最も重大な問題」が発生していることが目を引く¹⁸。被災者は、震災直後だけではなく、その後も日々新たな問題に遭遇していることになる。このことは、被災者に対する法的支援が持続的・継続的になされる必要があることを示唆する。

図6 「最も重大な問題」の発生時期の内訳



(注) n=117.

「最も重大な問題」と震災との関連性については、回答者（138人）のうち、「（強く・少し）関係している」が79.7%、「どちらともいえない」が4.3%、「（あまり・まったく）関係していない」が12.3%、「わからない」が3.6%である。問題の発生年ごとに見ると、「関係している」の比率は、震災が起こった2011年に発生した問題（65人）で高く（93.9%）、それ以後に発生した問題では少し低くなっている（2012年〔13人〕が61.5%、2013年〔17人〕が64.7%、2014年〔16人〕が75.0%）。

「最も重大な問題」の回答者に、その問題を金銭に換算すればいくらかになるかわかるかを聞いたところ、回答者（130人）のうち、「わかる」が48.5%、「わからない」が27.7%、「お金には換算できない」が23.8%であっ

た。「わかる」の回答者のうち具体的な金額の回答（62人）は、最大値が1億円、最小値が1万円、平均値が952.2万円、中央値が350.0万円である。

（４）法律専門家への相談

（a）全般的な相談状況

「最も重大な問題」回答者に、その問題を解決するために誰に相談したかを聞いた。

法律専門家以外への相談の質問（複数回答）では、回答者（125人）のうち、「家族・親戚」に相談したが40.0%、「友人・知人・同僚」に相談したが25.6%、「福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター」が12.8%、「その他の国・都道府県・市町村の窓口」が8.0%、「生活支援相談員・民生委員・児童委員」が7.2%、「警察」が4.8%、「行政書士・税理士・社会保険労務士」が4.0%、「その他の相談機関や専門家」が3.2%、「保険会社」が2.4%、「労働基準監督署、ハローワーク、労働局」が1.6%、「金融機関」が1.6%、「ボランティア・民間団体」が0.8%、「消費生活センター」が0%、「どこにも相談していない」が24.0%、「わからない」が4.8%である。

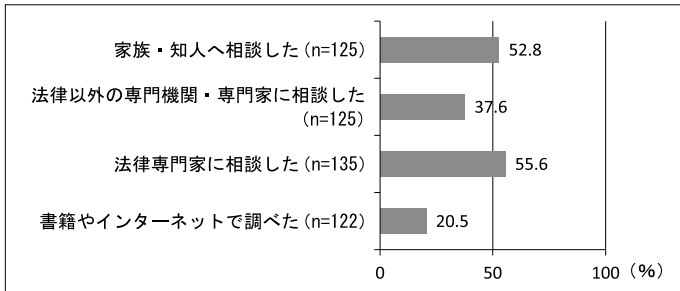
家族や知人等身の回りの近い人に相談した（「家族・親戚」「友人・知人・同僚」のいずれかを選択した）比率は125人のうち52.8%、法律以外の専門機関・専門家に相談した（「生活支援相談員・民生委員・児童委員」「福祉事務所、社会福祉協議会、地域包括支援センター」「消費生活センター」「労働基準監督署、ハローワーク、労働局」「警察」「その他の国・都道府県・市町村の窓口」「行政書士・税理士・社会保険労務士」「保険会社」「金融機関」「ボランティア・民間団体」「その他の相談機関や専門家」のいずれか1つでも選択した）比率は37.6%である（図7）。

他方、「最も重大な問題」を解決するために弁護士や司法書士に相談したかの質問については、回答者（135人）のうち、「相談した」が55.6%、「相談していない」が40.0%、「わからない」が4.4%である（図7）。

また、「最も重大な問題」を解決するために書籍やインターネットを利

用して調べたかの質問については、回答者（122人）のうち、「調べた」が20.5%、「調べなかった」が69.7%、「わからない」が9.8%であった。「調べた」の回答が少ない印象があるが、回答者には高齢者が多く（前出・図1参照）、インターネットを利用している人が相対的に少ない状況が関係していると思われる。

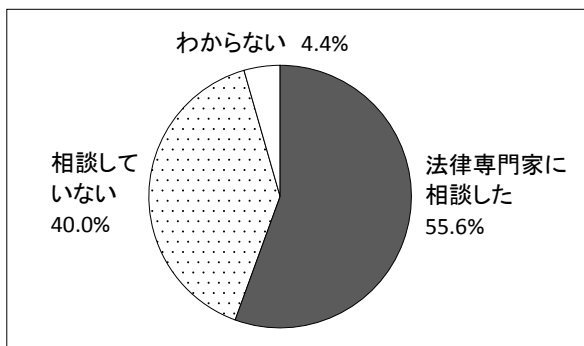
図7 「最も重大な問題」を解決するために行ったこと



(b) 法律専門家への相談

震災後に法律問題を経験した回答者のうち半数以上（55.6%）が、その問題を解決するために法律専門家に相談している（図8）。この数字は法テラス2012年調査の全体の数字（「相談した」が28.0%）¹⁹より大幅に高くなって

図8 法律専門家への相談

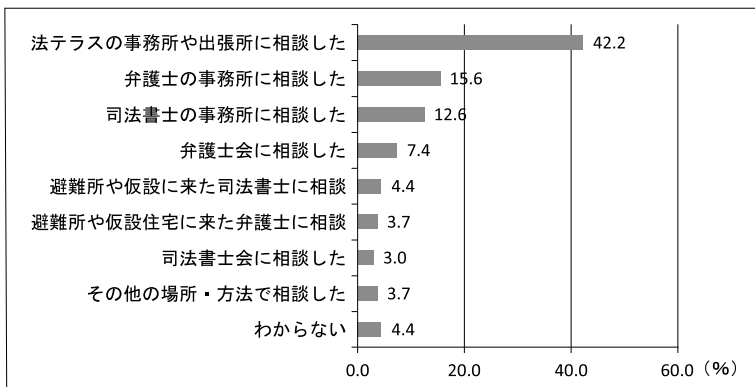


（注）n=135.

いる。ここでも、東松島市に特有の事情（地域的要因）と時間の経過による新たな相談の累積効果（時間的要因）の2つの可能性が考えられるが、前者の地域的要因として重要なのは、2012年2月に東松島市に開設された法テラスの被災地出張所（法テラス東松島）の存在である。

図9は、法律専門家への相談経路についての質問（複数回答）への回答を示したものである。「最も重大な問題」の回答者（135人）のうち、「法テラスの事務所や出張所に相談した」との回答が42.2%、次いで「弁護士の事務所に相談した」が15.6%、「司法書士の事務所に相談した」が12.6%、「弁護士会に相談した」が7.4%の順である。とくに「法テラスの事務所や出張所に相談した」の回答の多さが目を引き、「最も重大な問題」回答者のうち約4割が法テラスの事務所や出張所に相談している。ここで「法テラスの事務所や出張所」は具体的には法テラス東松島を指すものと理解でき、同出張所が被災者の法律相談を促進する効果を発揮していることがうかがわれる。

図9 法律専門家への相談経路【複数回答】



(注) n=135.

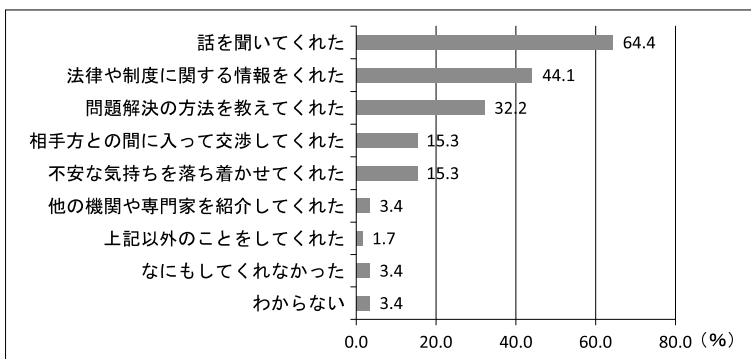
なお、図9の法律専門家への相談経路は複数回答の質問である。法律専門家への具体的な相談先を回答した者が75人であるのに対して、相談先の選択

は125であり、一人あたりの平均では1.67件の相談先を回答していることになる。複数の相談先の重複状況を見ると、「弁護士の事務所に相談した」の回答者（21人）のうち、4人に3人（76.2%）は「法テラスの事務所や出張所に相談した」と回答し、また、「司法書士の事務所に相談した」の回答者（17人）のうち、3人に2人（64.7%）は「法テラスの事務所や出張所に相談した」と回答している。本調査では相談先の順番までは尋ねなかったが、おそらく、法テラスの事務所や出張所（法テラス東松島）への相談を媒介として弁護士や司法書士の事務所にたどり着いた被災者も相当数いたのではないかと推測される。

本調査では、法律専門家への具体的な相談先を回答した者について、相談先の中で「最も役に立った弁護士または司法書士」を一つだけ選択してもらったが、回答者（65人）のうち、「法テラスの事務所や出張所」が55.4%、次いで、「弁護士の事務所」（15.4%）、「司法書士の事務所」（15.4%）、「その他の場所・方法」（4.6%）、「弁護士会」（3.1%）、「避難所や仮設にきた司法書士」（3.1%）、「司法書士会」（1.5%）、「避難所や仮設住宅にきた弁護士」（1.5%）の順である。

その「最も役に立った弁護士や司法書士」は何をしてくれたかについては、回答者（59人）のうち、「話を聞いてくれた」が64.4%で最も多く、次いで、「法律や制度に関する情報をくれた」（44.1%）、「問題解決の方法を教えてくれた」（32.2%）、「相手方との間に入って交渉してくれた」（15.3%）、「不安な気持ちを落ち着かせてくれた」（15.3%）の順である（図10）。

図10 「最も役に立った弁護士や司法書士」がしてくれたこと【複数回答】



(注) n=59.

その「最も役に立った弁護士や司法書士」に満足しているかについて、回答者（59人）のうち、「満足している」が61.0%、「どちらともいえない」が20.3%、「満足していない」が13.6%、「わからない」が5.1%。「最も役に立った弁護士や司法書士」についての質問であったこともあり、全般的に満足度は高い。

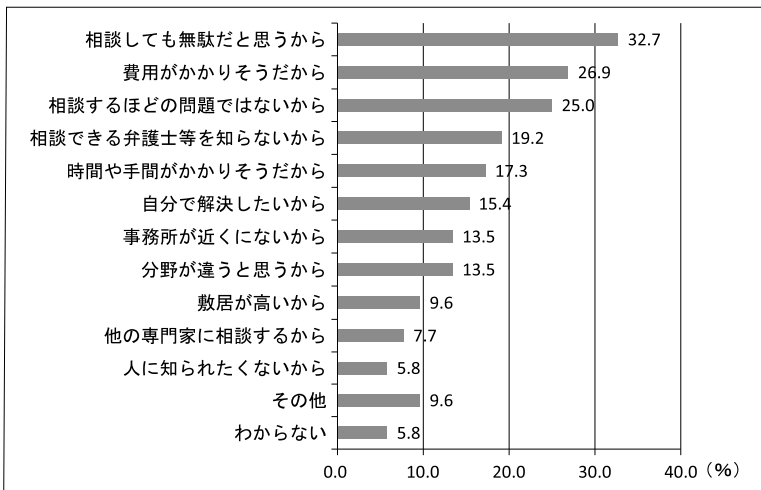
（c）法律専門家に相談しなかった理由

他方、「最も重大な問題」の回答者のうち、その問題を解決するために弁護士や司法書士に「相談していない」の回答が40.0%（54人）いた。それらの回答者に弁護士や司法書士に相談していない理由を尋ねた質問（複数回答）では、回答者（52人）のうち、「相談しても無駄だと思うから」が32.7%で最も多く、次いで、「費用がかかりそうだから」（26.9%）、「弁護士や司法書士に相談するほどの問題ではないから」（25.0%）、「相談できる弁護士や司法書士を知らないから」（19.2%）、「時間や手間がかかりそうだから」（17.3%）、「自分で解決したいから」（15.4%）、「事務所が近くにないから」（13.5%）、「分野が違うと思うから」（13.5%）などの順である（図11）。法テラス2012年調査では、費用や時間・手間等のコスト要因および法律相談の有効性感覚の欠如（「相談しても無駄だと思うから」）が法律専門家に相談しな

い重要な要因であったが²⁰、今回の調査でもほぼ同様に傾向である。調査対象地では震災特例措置により法律相談は無料となっているが、にもかかわらず「費用がかかりそうだから」の回答が多かったことは、震災特例措置の周知に課題があることを示す結果である（後述する震災特例措置の認知度の回答も参照）。

なお、法テラス2012年調査では、インタビュー調査を通じて、被災者自身も気づいていない法的ニーズが多数あること（法的ニーズの潜在化傾向）が発見された²¹。「弁護士や司法書士に相談するほどの問題ではないから」「分野が違うと思うから」の回答が多かったことについては、本当に法律専門家に相談するほどの問題ではなかったのか、分野が違ったのか、慎重な検討を要する。以前別稿で指摘したように、当事者が「相談するほどの問題ではない」「分野が違うと思う」と思っている、実は決して些細とはいえず、また、十分に法律問題の性質を持つ場合がある²²。そのようなケースをいかに法律相談に誘導できるか、そこに重要な政策課題がある。

図11 法律専門家に相談しなかった理由【複数回答】



(注)「弁護士や司法書士には相談していない」回答者について集計。n=52.

（５）解決手続の利用

その「最も重大な問題」を解決するために、どのような解決手続を利用したかについて、「裁判・調停」については、回答者（106人）のうち、「すでに行っている（行った）」が12.3%、「今後行うことを考えている」が2.8%、「今のところ行う予定はない」が59.4%、「わからない」が25.5%である。

仙台弁護士会の「震災ADR」については、回答者（108人）のうち、「すでに行っている（行った）」が2.8%、「今後行うことを考えている」が0.9%、「今のところ行う予定はない」が30.6%、「この制度自体を知らない」が47.2%、「わからない」が18.5%である。

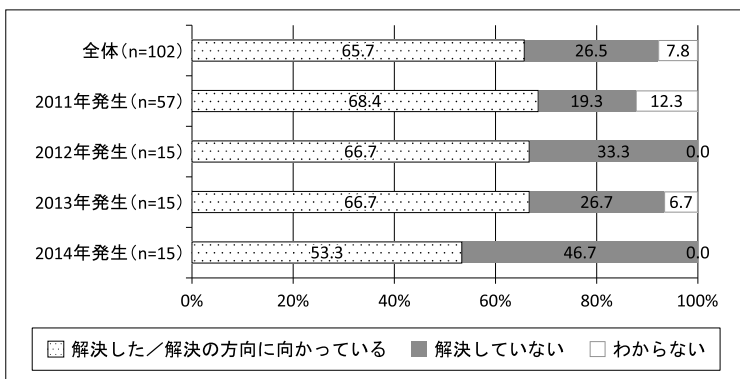
私的整理ガイドラインについては、回答者（95人）のうち、「住宅ローン等の問題は抱えていない」が30.5%、「すでに行っている（利用した）」が8.4%、「今後利用することを考えている」が2.1%、「今のところ利用する予定はない」が30.5%、「この制度自体を知らない」が12.6%、「わからない」が15.8%である。この結果をもう少し解釈しやすくするため、震災後に経験した法律問題として「住宅ローン」を選択した者に限定して集計し直すと、回答者（20人）のうち、「すでに行っている（利用した）」が40.0%、「今後利用することを考えている」が10.0%、「今のところ利用する予定はない」が20.0%、「この制度自体を知らない」が20.0%、「わからない」が10.0%である。法テラス2012年調査では、震災後に経験した法律問題として「住宅ローン」を選択した者に限定した集計で、「すでに行っている（利用した）」が18.3%、「今後利用することを考えている」が28.2%、「今のところ利用する予定はない」が12.2%、「この制度自体を知らない」が22.9%、「わからない」が18.3%であった²³。「すでに行っている（利用した）」が増加していることは、東松島市における法律相談率が高いこと（地域的要因）および時間の経過による累積効果（時間的要因）が働いていると推測されるが、その一方で、時間が経過しているにもかかわらず、「この制度自体を知らない」の比率が2012年調査とあまり変わらないことは、制度の周知の点では課題を示すといえるかもしれない。

(6)「最も重大な問題」の解決状況

その「最も重大な問題」はすでに解決しているかの質問について、回答者(123人)のうち、「すでに解決した」が52.0%、「まだ解決していないが解決の方向に向かっている」が13.8%、「解決していない」が25.2%、「わからない」が8.9%である。「すでに解決した」と「解決の方向に向かっている」を合わせると、約66%が解決したかそのめどが立っている。

問題の解決状況は問題の発生時期に応じて異なると思われるが、問題が最初に起きた時期（前出・図6参照）と解決状況をクロスすると図12のようになる。すでに相当の時間が経過している2011年、2012年に発生した問題は、「解決した」「解決の方向に向かっている」が7割弱ある一方、まだあまり時間が経過していない2014年に発生した問題は「解決していない」が約半分である。全般的な傾向としては、問題発生から時間が経過する中で解決の見通しがついていくケースが多いようであるが、しかし、震災直後の2011年や2012年に発生した問題でも、相当数がまだ「解決していない」問題があることには注意を要する。

図12 「最も重大な問題」の解決状況（発生年別）



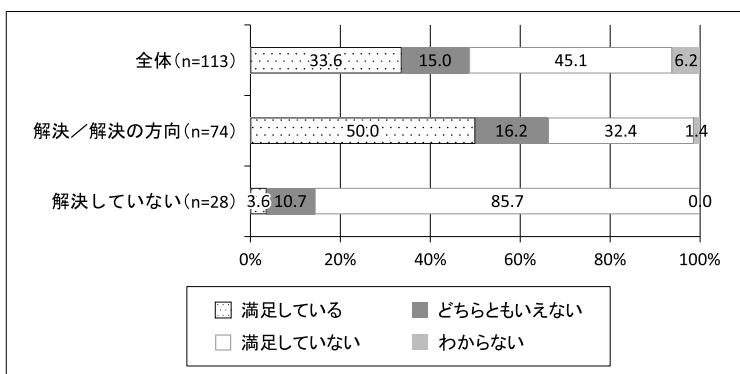
(注) 震災以前の時期を回答した3ケース(本文注18参照)を除いて集計。

その「最も重大な問題」の解決に満足しているか（まだ解決していない場合は、現在の状況について満足しているか）の質問については、回答者

（113人）のうち、「満足しているが」が33.6%、「どちらとも言えない」が15.0%、「満足していない」が45.1%、「わからない」が6.2%である（図13）。

問題の現状をめぐる満足度は問題がすでに解決しているかどうかとも関係していると思われるため、「問題が解決した／解決の方向に向かっている」と「解決していない」に分けて集計すると、「問題が解決した／解決の方向に向かっている」場合は「満足している」の回答が5割であるのに対して、「解決していない」場合では、「満足している」は3.6%にとどまり、「満足していない」が85.7%に達する（図13）。

図13 「最も重大な問題」の現状への満足（解決の有無別）

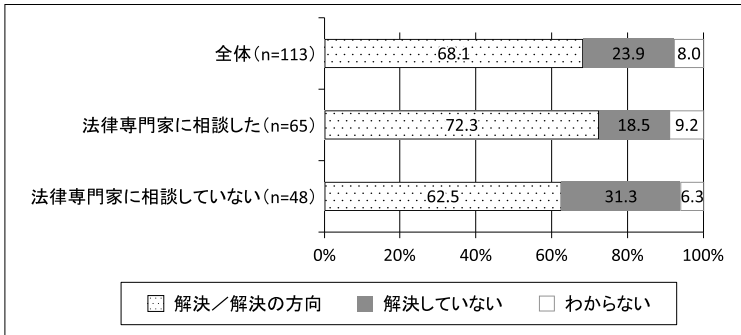


（注）解決状況が「わからない」（10ケース）は表記を省略した。

法テラス2012年調査では、法律専門家に相談している場合に問題の解決率が高いことが確認されたが²⁴、本調査でも同じ結果が得られた。「最も重大な問題」の解決率（「すでに解決した」および「解決の方向に向かっている」の合計）は、法律専門家に「相談した」場合は、72.3%で、「相談していない」場合（62.5%）よりも高くなっている（図14）。前述の「最も役に立った弁護士・司法書士がしてくれたこと」の回答（前出・図10参照）を踏まえるならば、法律専門家は、「話を聞いてくれる」（傾聴）ことを前提に、「法律や制度に関する情報提供」、「問題解決の方法の助言」、「相手方との交渉」、「不安な気持ちを落ち着かせる精神的サポート」などの様々な支援を通じて、

問題解決に促進的な効果を及ぼしていると考えられる。

図14 「最も重大な問題」の解決状況（法律専門家への相談の有無別）



(7) 関連制度の認知

制度の認知は制度の利用に影響を及ぼす重要な要因である。本調査では、関連の制度が一般市民にどれだけ認知されているかを確認するため、震災後に法律問題を経験したかどうかを問わず全員を対象に、被災者の法的支援のための各種制度の周知の状況を尋ねた（図15）。

弁護士や司法書士の相談費用を無料とする震災特例措置については、回答者（238人）のうち、「知っていて利用したことがある」が14.7%、「知っているが利用したことはない」が44.1%、「この制度のことは知らない」が41.2%である。

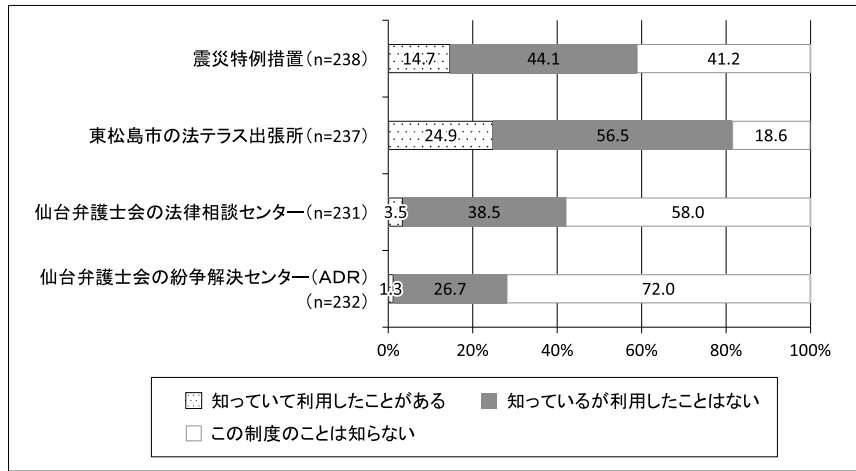
東松島市に法テラスの出張所が設置され法律相談を行っていることについては、回答者（237人）のうち、「知っていて利用したことがある」が24.9%、「知っているが利用したことはない」が56.5%、「この出張所のことは知らない」が18.6%である。

仙台弁護士会が仙台市ほか県内5か所に設置している法律相談センターについては、回答者（231人）のうち、「知っていて利用したことがある」が3.5%、「知っているが利用したことはない」が38.5%、「このセンターのことは知らない」が58.0%である。

仙台弁護士会が仙台市に紛争解決センター（ADR）を設置し、身の回りのトラブルを迅速に解決する援助を行っていることについては、回答者（232人）のうち、「知っていて利用したことがある」が1.3%、「知っているが利用したことはない」が26.7%、「この制度のことは知らない」が72.0%である。

「知っている」（制度の認知）に注目して「知っていて利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の回答を合計した数字をみると、震災特例措置については、回答者の6割弱（58.8%）が「知っている」の回答である。しかし、逆に言えば、4割が「知らない」の回答であり、2015年4月からこの特例措置が延長された効果をさらに活かすためには、制度の一層の周知が期待される。他方、地元 に法テラス出張所（法テラス東松島）が開設されていることは回答者の約8割（81.4%）が知っている。法テラス東松島の認知度の高さがその利用を促し（前出・図9参照）、また、実際に利用した人が多いことがさらに地域全体での法テラス東松島の認知度を高める相乗効果が推測される。

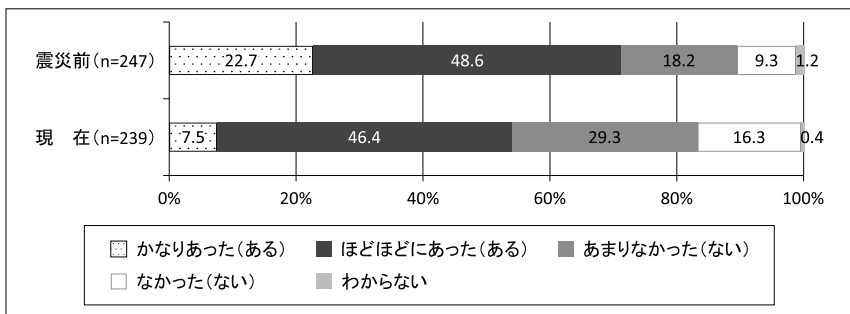
図15 各種制度の認知状況



(8) 近隣サポートの関係・意識

本調査では、近隣とのつきあいやサポートの関係が震災前と震災後で変化しているかを確認するため、「ご近所づきあいで、あなた自身やご家族がものをあげたり、手助けしたり、逆にものをもらったり、助けてもらったりという関係がどのくらいあったか」を震災前と現在（震災後）のそれぞれについて質問した。回答の結果、そのような関係が「(かなり・ほどほどに)あった(ある)」の回答が、震災前には7割を超えていた(71.3%)のに対して、現在（震災後）は5割を少し超える程度(53.9%)にまで減少している(図16)。回答者は、仮設住宅または災害復興公営住宅に入居している人々であり、被災により従来の居住地やコミュニティとは異なった環境で生活している。また、高齢化も進行している。その過程で、近隣とのつきあいやサポートの関係が弱まっている可能性が危惧される。

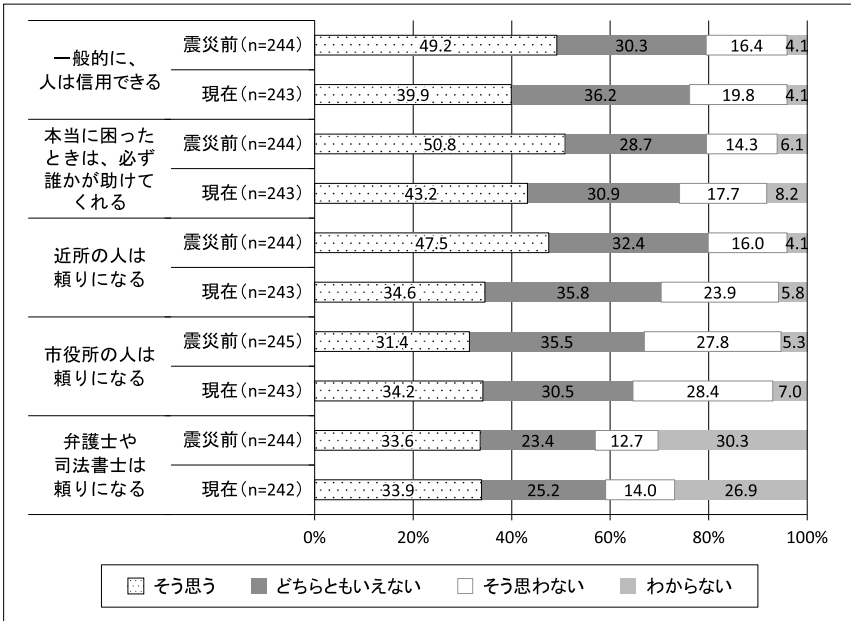
図16 近隣とのサポート関係の有無(震災前と現在)



本調査では、サポート資源についての意識が震災前と震災後で変化しているかを確認するため、「一般的に、人は信用できる」「本当に困ったときは、必ず誰かが助けてくれる」「近所の人は頼りになる」「市役所の人は頼りになる」「弁護士や司法書士は頼りになる」の5項目について尋ねた(図17)。全般的な傾向として、「人は信用できる」「本当に困ったときは、必ず誰かが助けてくれる」「近所の人は頼りになる」という日常的なサポートへの期待については、「そう思う」の回答が低下している。「市役所」については震災前

と現在ではほぼ同じであるが、「そう思う（頼りになる）」の回答がわずかに増加している。「弁護士や司法書士」については震災前と現在ではほぼ同じであり、弁護士や司法書士との接触の少なさを反映して「わからない」が他の項目に比べて多いのが特徴である。

図17 社会的サポートについての意識（震災前と現在）



最後に、回答者に対して、「WHO-5 精神的健康状態表」に準拠して精神的健康度に関する質問を行った。「明るく、楽しい気分で過ごした」「落ち着いた、リラックスした気分で過ごした」「意欲的で、活動的に過ごした」「ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた」「日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった」の5項目の回答（それぞれについて、「まったくない」= 0、「ほんのたまに」= 1、「半分以下の期間を」= 2、「半分以上の期間を」= 3、「ほとんどいつも」= 4、「いつも」= 5）を合計した素点を求める方法による。素点の範囲は0～25点で、WHOの解釈基準によれば、13点

未満の場合は精神的健康状態が低いことを示し、ICD-10に基づくうつ病のためのテストの適応となると解釈される（http://www.cure4you.dk/354/WHO-5_Japanese.pdf〔日本版は2002年7月〕参照）。

本調査の結果は、うつ病のためのテストの適応となる素点13点を基準に、「良好である（13点以上）」が52.1%、「良好でない（13点未満）」が47.9%であり、回答者の半数弱がICD-10に基づくうつ病のためのテストの適応となる状況である。平均値は11.7である。

V 法テラス2012年調査の結果との比較および 政策への示唆

（1）被災者の法的支援の効果と課題

筆者は、法テラス2012年調査の結果を分析した論文で、被災者への法的支援の効果および課題として、以下の点を指摘した²⁵。被災者への法的支援の効果として、第1に、避難所・仮設住宅へ出張相談（アウトリーチ）や法テラスの被災地出張所開設等の取り組みが被災者の法律専門家への相談を促進する効果を発揮していること、第2に、法律専門家への相談が被災者の問題解決を促進していることである。

他方、課題としては、第1に、被災者の法的ニーズは潜在しがちであること、第2に、各種の被災者支援制度の認知が十分とはいえないこと、第3に、法律専門家に相談することについては「法律相談の有効性感覚の欠如」「コスト要因」等が阻害要因となっていること、第4に、震災特例措置や法テラス出張所の開設の時期がもう少し早ければより大きな効果を発揮できた可能性、そして第5に、原発事故被害者が置かれている困難な状況が確認されたことを指摘した。

これらのうち、被災者への法的支援の効果として指摘した2点は、本調査の結果からも支持された。まず、第1点目に関して、本調査の結果からは、震災後に経験した「最も重大な問題」について法律専門家に相談した比率が

55.6%と高いことと同時に、具体的な相談先として「法テラスの事務所や出張所に相談した」が突出して多く利用されていた。本調査の結果からも、東松島市への被災地出張所（法テラス東松島）の開設が被災者の法律専門家への相談を促進する効果を発揮していることが示されたといえる。

また、本調査からは、「弁護士の事務所」や「司法書士の事務所」に相談した回答者の多くは、同時に「法テラスの事務所や出張所」にも相談しているという結果も示された。このことは、おそらく、「法テラスの事務所や出張所」（法テラス東松島）を経由して「弁護士の事務所」や「司法書士の事務所」に到達している被災者が相当数いることを示唆する。法テラス出張所自体が行う法律相談活動と同時に、このような一般の法律事務所への紹介・誘導機能もまた、法テラス出張所の重要な機能であるといえる。

被災者への法的支援の効果の第2点目に関しても、本調査では、法律専門家に相談していない場合とくらべて、法律専門家に相談している場合に解決率が高くなっていることが確認された。法律専門家は、傾聴を前提に、法律や制度に関する情報提供、問題解決方法の助言、当事者の不安な気持ちを落ち着かせる精神的サポート、相手方との交渉など様々な法的支援を通じて、問題解決に促進的な効果を及ぼしていることが、本調査の結果からも確認された。

他方、これは残念ながら言うことになるかもしれないが、本調査の結果からは、法テラス2012年調査が示した課題が、あらためて確認された。とくに課題としてあげた第2点目の、各種の被災者支援制度の認知が十分とはいえないことは、本稿の結果でも確認された。弁護士や司法書士の相談費用を無料とする震災特例措置については、回答者の4割（41.2%）が「この制度のことは知らない」と回答している。2015年4月からこの特例措置が延長された効果をさらに活かすためには、制度の一層の周知が期待される。また、弁護士会が仙台市ほか県内5か所に設けている法律相談センターについては回答者のうち6割弱（58.0%）、弁護士会が仙台市に設けている紛争解決センター（ADR）については7割が「この制度のことは知らない」との回答

である。

もちろん、制度について100%の認知を実現することは実際には困難であり、とくに日常的な生活圏の外に設けられている窓口や解決制度については、当事者から距離が遠い分だけ周知に困難な条件がある。また、別稿で指摘したように、災害時の情報提供の難しさは、情報提供の少なさが問題となる場面もある一方、逆に、大量の情報の中で重要な情報が埋もれていく危険があることにも注意を要する²⁶。被災地では日々大量の情報が流通するが、その受け手である被災者にとって重要度の判断は難しい。日常生活に直結する支援金の支給や救援物資の配布の情報等と比較して、法制度や法的手続に関する情報は、被災者がその重要性に気づかれずに埋もれていく危険がある。

以上のことを勘案するならば、被災地では、なるべく住民（当事者）にとって身近な地元で法的支援の拠点を設置し、法的支援の可視性を高めつつ、住民の相談行動を促し、そしてその日常の相談活動の中で、各種の窓口や制度についての具体的な情報を提供することが、適切かつ効果的な方法といえよう。そして、そのような住民（当事者）にとって身近な相談窓口を拡充する方法として被災地出張所が大きな効果を発揮していることが、本調査の重要な知見であった。

（２）持続的・継続的支援の必要性

最後に、法テラス2012年調査の追試・検証にとどまらない本調査の新たな知見として、法的ニーズが日々新たに更新されている点がある。被災者に対する法的支援というと、震災直後に関心が集中しがちであるが、被災者はその後の生活の中でも日々新たな法的問題に遭遇している。本調査の回答に基づき被災者が抱える問題の発生時期を見ると、震災が発生した2011年だけでなく、その後の2012年、2013年、2014年にも新たな問題が発生している。被災者は、震災直後だけではなく、その後も日々新たな問題に遭遇しているのであり、被災者に対する法的支援は持続的・継続的になされる必要がある。

震災特例法の期限延長はこの点で大きな意義があり、制度の一層の周知を図りつつ、費用の心配で法律相談をためらうことのない状態を実現する必要がある。また、被災者の法律相談の促進に大きな効果を発揮している法テラスの被災地出張所も、さらにその役割を継続することが期待される。

〔付記〕本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「被災経験と法的ニーズの社会的構築過程に関する実証研究」(研究代表者：佐藤岩夫、課題番号：25285002)の研究成果の一部である。

〔注〕

- 1 調査報告書として、『被災者の暮らしと法律に関する意識調査（宮城県東松島市）基礎集計書』（2015年8月）参照。
- 2 法テラス2012年調査の結果については、日本司法支援センター（法テラス）編『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査最終報告書』（2014年5月）、佐藤岩夫「東日本大震災被災者への法的支援の現状と課題：法テラス被災者法的ニーズ調査の結果から」『総合法律支援論叢』5号（2014年）、74～100頁参照。なお、二本松市の仮設住宅は、東京電力福島第一原発事故に伴い警戒区域に指定された浪江町の住民を対象とするものである。
- 3 『充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会報告書』（2014年6月11日）、「第2」の1（2）参照。
- 4 その後、2015年4月21日に国会に提出された「総合法律支援法の一部を改正する法律案」では、一定の大規模災害の被災者に対し、資力を問わない無料法律相談を行う規定が盛り込まれている。
- 5 なお、事前に東松島市より提供を受けた資料では、同市所在の仮設住宅の入居者数は1,106戸（2014年12月12日現在）、災害復興公営住宅の入居者数は319戸（2015年1月15日現在）である。これと比較すると、とくに仮設住宅で調査票の実際の配付数が167票少なくなっている。その理由は、調査会社によれば、復興事業の進捗に伴い仮設住宅からの転出が進んでいること、および、ポスティングの際の調査拒否などである。
- 6 調査票は基礎集計書（前掲注1）に収録してある。
- 7 日本司法支援センター編・前掲注2）との比較の便宜のため、同書と同じ集計方針をとった。なお、関連する佐藤・前掲注2）は、無回答のほか「わからない」を除いて集計している（同論文98頁注15参照）ことに注意されたい。
- 8 消防庁『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第

- 150報)』(2014年9月10日)。
- 9 以下の弁護士・司法書士の現況については、仙台弁護士会、宮城県司法書士会のウェブサイトを参照(「現在」の数字は、2015年4月28日最終アクセスに基づく)。
 - 10 このほか、2013年4月から、法テラスのスタッフ弁護士1名が東松島市役所の任期付き職員として派遣されている。ただし、市の職員としての活動であり、市民に対する個別の法的サービスは行っていない。
 - 11 仙台弁護士会が東日本大震災に際して開設した「震災ADR」については、仙台弁護士会紛争解決支援センター編『3.11と弁護士：震災ADRの900日』(金融財政事情研究会、2013年)参照。
 - 12 日本司法支援センター編・前掲注2)5頁参照。
 - 13 住宅の「被害はなかった」が0.8%(2名)いたが、以下ではこれも含めて集計している。
 - 14 日本司法支援センター編・前掲注2)31頁参照。なお、法テラス2012年調査では、震災後法律問題の経験率に地域ごとに大きな違いがあることも明らかになっている。同調査では、震災後法律問題の経験率が最も高かったのは二本松市(浪江町)で63.4%、以下、仙台市が45.8%、南三陸町が43.8%、相馬市が34.2%、女川町で23.1%の順であった(日本司法支援センター編・前掲注2、34頁参照)。二本松市(浪江町)で震災後法律問題の経験率が高かった理由は原発事故の影響が考えられるが、本調査における震災後法律問題の経験率はそれを上回り、被災の状況としてはよく似ていると思われる仙台市、南三陸町、女川町の数字を大きく上回っている。
 - 15 日本司法支援センター編・前掲注2)32頁参照。
 - 16 日本司法支援センター編・前掲注2)33頁参照。
 - 17 佐藤・前掲注2)81頁参照。
 - 18 なお、2015年の回答はゼロであったが、これは、調査の実施時期が2015年初め(同年2月)であったことの影響もあると思われる。また、震災以前の時期を回答したものが3ケースあった。本当に震災以前に発生した問題であるのか、そうであったとしても震災後にまで継続したり、あるいは震災をきっかけに再燃・深刻化したりした問題ではないかなど、各ケースの精査を要するが、本稿では、とくに断りのない限り、この3ケースも含めて集計している。なお、本調査では、「最も重大な問題」と震災との関連性も質問しているが、「震災前」の3ケースのうち2ケースは「震災と強く関係している」、もう1ケースは「まったく関係していない」の回答であった。
 - 19 日本司法支援センター編・前掲注2)46頁参照。
 - 20 日本司法支援センター編・前掲注2)56頁参照。
 - 21 日本司法支援センター編・前掲注2)32頁、佐藤・前掲注2)90頁参照。
 - 22 佐藤岩夫「震災と司法：『司法過疎』被災地と法的支援の課題」『世界』2013年1月号、189-96頁参照。
 - 23 日本司法支援センター編・前掲注2)63頁参照。

- 24 日本司法支援センター編・前掲注2）66－67頁参照。
- 25 佐藤・前掲注2）95－96頁参照。
- 26 佐藤・前掲注2）76頁参照。